

## 1 趣旨

この実施要領は、令和９年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

令和９年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託

### (2) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条の２の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置し、障害種別に関わらず、児・者一貫した相談支援や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図ることを目的とする。

### (3) 契約期間

契約日（令和９年４月１日を予定）から令和１４年３月３１日

ただし、当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わないものとする。

### (4) 業務内容

「令和９年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託仕様書」のとおりとする。

## 3 予算予定額

１２２，１７２，０００円（消費税及び地方消費税額を含む。）（５年度分）

当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

## 4 業務の準備期間

- (1) 令和９年４月１日から円滑に業務が開始できるよう令和９年３月３１日までに業務に必要な準備を実施すること。
- (2) 受託事業者は、既存の受託事業者から利用者の引継を受けるものとする。詳細は別添「令和９年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託仕様書」に規定する。
- (3) 業務の引継及び準備期間の費用については、受託業者の負担とする。

## 5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条１９に基づく指定一般相談支援事業者又は、同法第５１条の２０に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けてい

ること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 法人税（個人にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事業所若しくは事業所を有しているものにあっては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していないものであること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 6 参加表明手続

参加表明手続をする際は、次のとおり書類を提出することとする。

### (1) 提出書類

ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

### (2) 提出方法

「14 担当部署」のメールに提出書類データを添付して送信

（電子メール送信後、電話でその旨を連絡すること）

### (3) 提出期限

令和8年8月14日（金）午後5時15分まで

### (4) 参加資格要件の確認結果

令和8年8月19日（水）までに、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を発送する。

## 7 質問と回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより受け付ける（電子メール送信後、電話でその旨を連絡すること。）なお、質問はプロポーザル方式参加表明書を提出した事業所に限定する。

### (1) 質問受付期間

令和8年8月19日（水）～8月26日（水）午後5時15分まで

### (2) 提出方法

「14 担当部署」のメールに送信 ※電子メール送付後、電話でその旨を連絡すること。

### (3) 回答方法

令和8年8月31日（月）までに市ホームページに掲載し、回答する。

## 8 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められたものから、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

### (1) 提出書類

- ア 提案書表紙（第3号様式）
- イ 座間市障がい児・者基幹相談支援センター 事業計画書（第4号様式）
- ウ 収支計画書（第5号様式）
- エ 職員体制（第6号様式）
- オ 決算書（財務諸表）（直近2か年分）
- カ 見積書（第7号様式）

### (2) 提案書作成上の留意点

- ア 業務実施に当たり、仕様書に関わらず、より効率的で合理的な実施方法に関する提案がある場合等は、提出書に盛り込むこと。
- イ 提案書は、1事業所1提案までとし、提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

### (3) 提出方法

「14 担当部署」の電子メールに提出書類データを添付して送信（添付ファイルはPDFとする。電子メール送信後、電話でその旨を連絡すること）

### (4) 提出期間

令和8年9月11日（金）午後5時15分まで

### (5) 提出書類データの種類

- ア 正本
- イ 副本 提案書を判別できないようにしたもの（法人名、代表者名、事業所名等をデータ上で黒塗りする等の処理をして、提案者を判別できないようにすること。）

## 9 プレゼンテーション審査

提案書の内容を評価するに当たり、提案書の提出書類に基づき、受託候補者はプレゼンテーションを実施する。

### (1) 日時

令和8年9月下旬を予定。※日時場所等の詳細はプロポーザル方式参加資格確認結果通知書に記載する。

### (2) その他

- ア プレゼンテーションに当たり、必要とする機器がある場合は提案者が用意すること。なお、スクリーン及び電源は本市で会場内に用意する。
- イ プレゼンテーションの出席者は最大3名までとする。

## 10 評価及び結果通知

### (1) 応募資格の審査及び提出書類の確認

応募資格の審査及び提出書類の確認については、座間市福祉部障がい福祉課が実施する。

### (2) 選定委員会

評価は、座間市障がい児・者基幹相談支援センター委託事業者選定委員会が実施する。

### (3) 評価方法

ア 評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、総合得点が高得点の候補者を選定する。

イ 採点については、7名の選定委員がそれぞれ200点満点で採点し、その合計点を得点とする。なお、同得点者が複数いる場合は、委員会の総合的な審査により受託候補者を選定する。

ウ 受託候補者の得点が満点（1400点）の6割未満（840点未満）であった場合、受託候補者の選定はしない。

### (4) 評価基準

評価基準は、別紙のとおりとする。

### (5) 結果通知

評価結果は、文書にて通知する。また、受託候補者については市ホームページにおいて公表する。

## 11 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、既に提案書が提出されていた場合は無効とします。

- (1) 「5 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 市に提出した収支計画書の「市からの委託料」の合計金額が「3 予算予定額」に定める金額を超えたとき。

## 12 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の変更、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類について、市又は座間市障がい児・者基幹相談支援センター委託事業者選定委員会が説明を求める場合がある。
- (5) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (6) 市は、提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(7) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。

### 13 スケジュール

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 募集告知開始       | 令和8年8月6日（木）           |
| 参加表明手続締切     | 令和8年8月14日（金）午後5時15分まで |
| 参加資格確認結果通知発送 | 令和8年8月19日（水）          |
| 質問受付期間       | 令和8年8月19日（水）～8月26日（水） |
| 質問に対する回答     | 令和8年8月31日（月）          |
| 提案書提出締切      | 令和8年9月11日（金）午後5時15分まで |
| プレゼンテーション    | 令和8年9月下旬を予定           |
| 評価結果通知発送     | 令和8年10月下旬を予定          |
| 契約事務         | 令和9年4月を予定             |

### 14 担当部署

座間市福祉部障がい福祉課障がい者支援係 担当：吉川・森

電 話 046-252-7132（直通）

FAX 046-252-7043

E-mail syoufuku@city.zama.kanagawa.jp